

○粉じんを吸入しないようにしましょう。

■呼吸用保護具を着用しましょう。

- 各作業場ごとに「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識を有する者の中から選任しましょう。
- 「保護具着用管理責任者」には、次のような保守管理を行わせましょう。
 - 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着に関する指導
 - 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
 - 呼吸用保護具のフィルタの交換基準を定め、交換日等を記録す台帳を整備する等フィルタ交換の管理

○じん肺健康診断を実施しましょう。

- 就業時又は定期的に、じん肺健康診断を実施しましょう。
(なお、H15年度から、じん肺健康診断の中に肺がんに関する検査※が追加されています。)
※肺がんに関する検査：胸部らせんCT検査、喀痰細胞診
- 管理2又は管理3の離職予定者に対して、健康管理手帳の交付申請の方法等について周知しましょう。

○じん肺に関する予防及び健康管理のために教育を実施しましょう。

- 特定粉じん作業に常時従事する労働者に対しては、特別教育を実施しましょう。
- 特定粉じん作業以外の粉じん作業に常時従事する労働者に対して、特別教育に準じた教育を実施しましょう。



トンネル建設工事における対策

- 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、次の粉じん防止対策を推進しましょう。
 - 粉じん対策に係る計画の策定
 - 換気装置等による換気の実施
 - 換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定
 - 坑内の作業に従事する労働者による防じんマスク等の常時使用など
- 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行いましょう。

新規にじん肺有所見者を発生させた場合には、衛生委員会等において、その原因を究明し、再発防止対策を講じましょう。